

答申第 2 5 1 号（諮問第 2 6 3 号）

「〇〇（現〇〇）の最終処分場設置に係る事前協議手続の中で提出された合意書の写し」の公文書部分開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

本件公文書につき、その一部を非開示とした決定については、別表2に示した部分を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和5年3月17日付けで、「〇〇（現〇〇）の最終処分場設置に係る事前協議手続の中で提出された合意書の写し」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を別表1のとおり特定し、令和5年3月31日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書の一部を開示しない理由を以下のとおり付して、請求人に通知した。

条例第14条第2号該当（個人情報）

特定の個人が識別されるおそれがあるため。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和5年5月26日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和5年7月19日付けで弁明書を作成し、その副本を審査請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和5年11月2日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

第3 争点

本件処分で非開示とされた部分が条例第14条第2号に該当するとした部分開示決定が妥当か。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

非開示部分及びその理由を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

公文書部分開示決定通知書の非開示部分が必要なため、取消を求める本審査請求を提起した。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 弁明書における主張要旨

ア 本件請求に係る公文書の特定について

請求書の記載内容から、請求人が求めている情報は、群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程に基づく手続きにおいて、平成21年4月24日付けで〇〇（以下「協議者」という。）から提出された「〇〇市〇〇地区最終処分場（管理型）取得対象者合意書」が該当するものと判断した。

イ 公文書を開示しない理由

以下のとおり、条例第14条第2号に該当する。

(ア) 個人の印影

特定の個人が識別される、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別されるおそれがある、若しくは公にすることにより複写され、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(イ) 300m以内の住居者の氏名及び住所

特定の個人が識別される、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別されるおそれがあるため。

(ウ) 水利権者等（〇〇水利組合長）の住所

氏名及び住所が個人に関する情報であり、特定の個人が識別される、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別されるおそれがあるため。

組合長の氏名については、慣行として公にされていることから（第14条第2号イに該当）、開示した。

(エ) 〇〇水利組合員の氏名、住所及び電話番号

特定の個人が識別される、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別されるおそれがあるため。

(オ) 現地説明会対象自治区（〇〇区）住民の氏名、住所（地番）及び備考欄の記載

特定の個人が識別される、又は他の情報と照合することで特定の個人が識別されるおそれがあるため。

(カ) 本件公文書は、事前協議規程における合意形成手続きの中で、協議者と地域住民等の間で生活環境の保全に関して合意に至った事項を、書面により整理し、お互いに確認するためのものである。

したがって、開示しない部分は、公にしなければ、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生し、又は将来これらが侵害される蓋然性が高いものではなく、その保護の必要性と比較して、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益の方が大きいことから、条例第14条第2号ただし書きロには該当しないと判断した。

(2) 口頭説明における主張要旨

弁明書における主張に加え、次の説明を行った。

ア 事前協議書は告示縦覧の手続きがあり、住民の方が見られるようになるが、合意書については告示縦覧の対象にはなっていない。

イ 水利組合は法人としての登記が行われていると確認できなかった。水利組合長の住所は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「〇〇（現（〇〇）の最終処分場設置に係る事前協議手続の中で提出された合意書の写し」である。

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、本件公文書の一部について条例第14条第2号に該当するとして、本件処分を行った。これに対し請求人は、本件処分を取り消し、非開示部分を開示することを求めている。

そこで、審査会において本件公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件公文書について

本件公文書は協議者が廃棄物の処理施設の設置に関する事前協議手続において実施機関に提出した文書のうち、協議者と地域住民等の間で生活環境の保全に関して合意に至った事項を書面により整理し、記名押印した合意書の写しである。それぞれの合意書の写しは、提出を求める区分ごとの対象者の一覧表と一連の公文書となっている。

3 条例の定めについて

条例第14条第2号では「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として定めている。

そして、一般に公にされており個人の権利利益を侵害せず非開示にする必要のない情報、個人の権利利益を侵害しても開示することによる公益が優先するため開示すべき情報及び公務員の職務の遂行に関する情報をただし書イからロで本号の非開示情報から除くこととしている。

4 非開示情報該当性について

本件公文書のうち、その一部がいずれも条例第14条第2号に該当するとして非開示とされていることから、同号該当性について検討する。

(1) 区分A（設置場所の土地所有者）及び区分B（20m以内の土地所有者）について

合意書の記載事項のうち押印された個人の印影が非開示とされている。個人の印影は、条例第14条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものであると認められる。

同号ただし書該当性について検討すると、非開示とされているのは個人の印影であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ただし書ロに該当しない。その他、同号ただし書イ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、条例第14条第2号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(2) 区分D（300m以内の居住者）について

一覧表に記載された居住者の氏名及び住所並びに合意書に記載された氏名、住所及び個人の印影が非開示とされている。

これらは条例第14条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものであると認められる。

同号ただし書該当性について検討すると、非開示とされているのは個人に関する情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ただし書ロに該当しない。その他、同号ただし書イ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、条例第14条第2号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(3) 区分E（水利権者等）について

ア 水利組合長の個人に関する情報について

一覧表に記載された水利組合長の住所及び合意書に記載された水利組合長の住所並びに個人の印影が非開示とされている。

これらは条例第14条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

同号ただし書該当性について検討すると、実施機関の口頭説明によれば、水利組合は法人としての登記は行われておらず、水利組合長の住所は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当しない。また、非開示とされているのは個人に関する情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ただし書ロに該当しない。その他、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、条例第14条第2号に該当し、非開示とすることが妥当である。

イ 組合員に関する情報について

水利組合長の合意書には、水利組合長である者について相違ない旨を証明する水利組合員による証明書が添付され、記載された3名の組合員の住所、氏名、電話番号及び個人の印影が非開示とされている。

これらは条例第14条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

同号ただし書該当性について検討すると、水利組合員の氏名は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当しない。また、非開示とされているのは個人に関する情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ただし書ロに該当しない。その他、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、条例第14条第2号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(4) 区分F（現地説明会対象自治会住民）について

ア 一覧表について

一覧表には、現地説明会の対象自治会である〇〇区の居住者の氏名及び住所が記載されている。また、備考欄に個人に関する個別の記載がある。

このうち、居住者の氏名、住所のうち地番及び備考欄の記載の一部が非開示とされている。

(ア) 備考欄の記載について

a 肩書きについて

居住者の役職等の肩書きは条例第14条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

同号ただし書該当性について検討すると、非開示とされているのは個人に関する情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ただし書口に該当しない。その他、同号ただし書イ及びハに該当する事情も認められない。

b 居住者本人でなく、家族の合意を得た者

居住者本人でなく、家族の合意を得た場合に、その家族の氏名及び続柄が記載されている。家族の氏名及び続柄については、条例第14条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

同号ただし書該当性について検討すると、非開示とされているのは個人に関する情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ただし書口に該当しない。その他、同号ただし書イ及びハに該当する事情も認められない。

c 他の区分における合意書の取得状況

区分Fの対象者であるが、区分AまたはBの対象者として合意書を取得した者について、その旨が記載されている。区分AまたはBの該当者については、既に合意したことが開示されていることから非開示とする理由はなく、開示すべきである。また、該当者の氏名及び住所もそれぞれの区分で既に開示されていることから、区分Fにおいても非開示とする理由はなく、開示すべきである。

ただし、区分AまたはBの該当者として合意した者ではなく、家族から合意書を取得した場合には、これを除く。

(イ) 氏名及び地番について

一覧表に記載された居住者の氏名及び〇〇地区内での地番は条例第14条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

同号ただし書該当性について検討すると、非開示とされているのは個人に関する情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ただし書口に該当しない。その他、同号ただし書イ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分のうち、上記ア(ア) cで開示することとした者を除いた部分については、条例第14条第2号に該当し、非開示とすることが妥当である。

イ 合意書について

合意書に記載された氏名、住所のうち地番及び個人の印影が非開示とされている。

これらは条例第14条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

同号ただし書該当性について検討すると、非開示とされているのは個人に関する情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ただし書口に該当しない。

その他、同号ただし書イ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分については、条例第14条第2号に該当し、非開示とすることが妥当である。

- (5) 以上のことから、別表2に示す部分については開示すべきであり、他の部分については条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
令和 5年11月 2日	諮問
令和 5年11月14日 (第95回 第一部会)	審議（本件事案の概要説明）
令和 6年 1月18日 (第96回 第一部会)	審議（実施機関の口頭説明）
令和 6年 4月26日 (第98回 第一部会)	審議
令和 6年10月25日	答申

別表1（非開示とした部分）

文書名		非開示とした部分
〇〇市〇〇地区最終処分場（管理型）取得対象者合意書 表紙		
	目次	
	区分A 設置場所の土地所有者	
	一覧表	
	合意書	印影
	区分B 20m以内の土地所有者	
	一覧表	
	合意書	印影
	区分C 50m以内の居住者	
	一覧表	
	区分D 300m以内の居住者	
	一覧表	氏名、住所
	合意書	氏名、住所、印影
	区分E 水利権者等	
	一覧表	住所
	合意書	住所、印影
	組合長を証する書類	氏名、住所、電話番号、印影
	区分F その他（現地説明会対象自治体）	
	一覧表（その1～その3）	氏名、地番、備考欄の一部
	合意書	氏名、地番、印影

別表2(開示すべき部分)

公文書の名称		開示すべき部分
区分F		
	一覧表 その1 上から17段目	氏名、地番、備考欄の記載
	一覧表 その2 上から13段目 上から17段目	氏名、地番、備考欄の記載
	一覧表 その3 上から9段目	氏名、地番、備考欄の記載